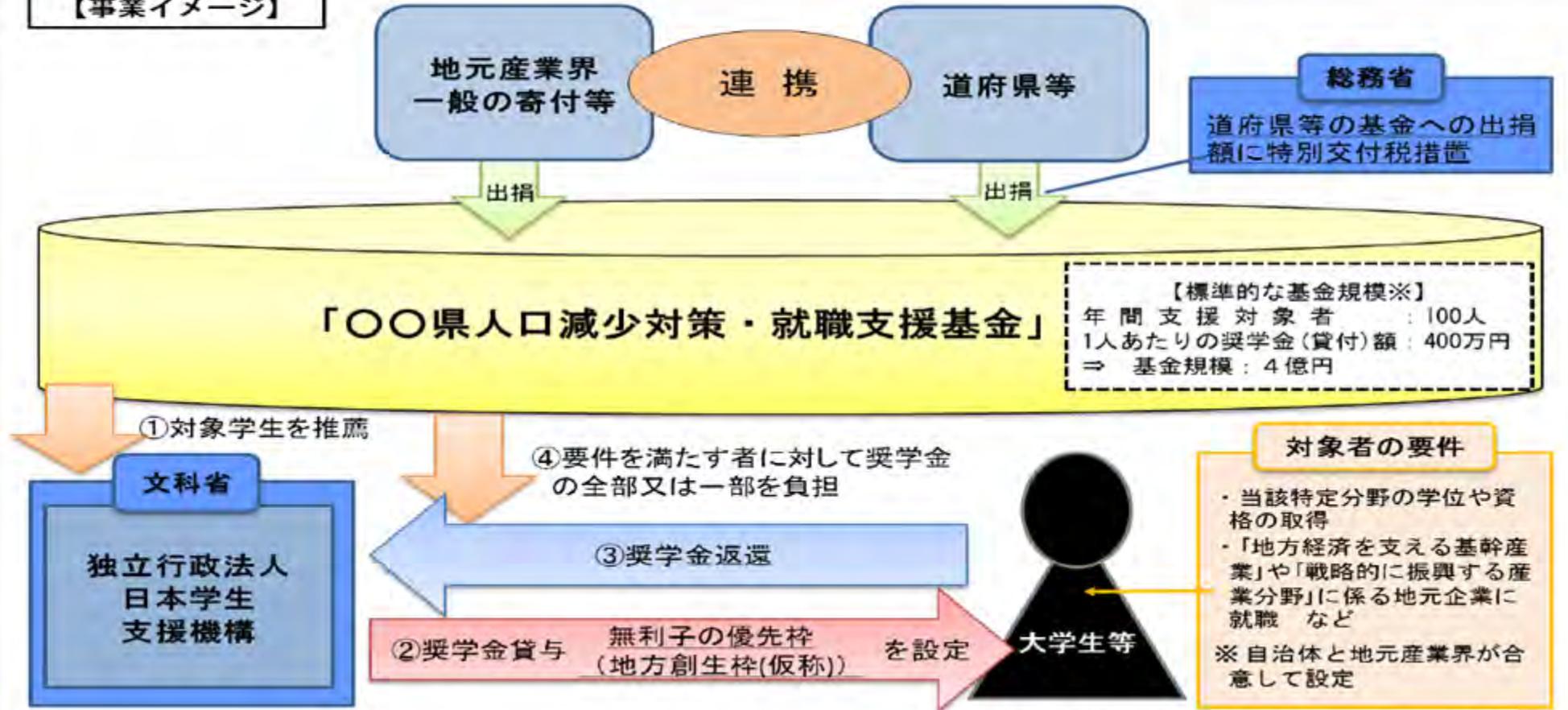


地元学生定着プラン(奨学金の活用)

【施策概要】

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、自治体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成
⇒ 総務省は、基金造成に対して特別交付税措置

【事業イメージ】

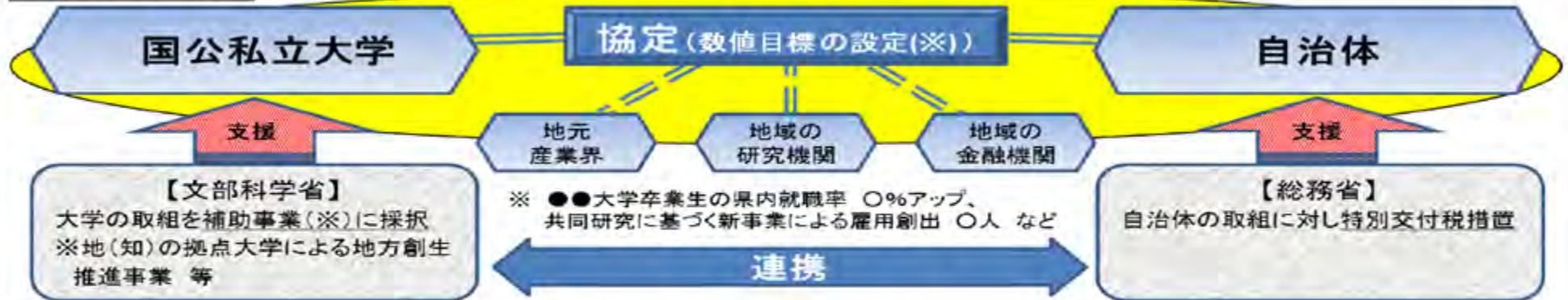


地元学生定着プラン(自治体と大学等との連携)

【施策概要】

- 地方大学等への進学、地元企業への就職を促進するため、自治体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施
⇒ 総務省は、自治体の取組に対して特別交付税措置

【事業イメージ】



【取組例】

大学等の取組	自治体の取組
【取組例1: 入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増大経費の一部負担等を実施
【取組例2: 就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3: 産業振興】 地方大学、自治体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	自治体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **総務省の支援**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている。(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ◎ **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税により財政支援(平成28年度から)**



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 28年に3,000人を目標に拡充!

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)	2,625名 (2,799名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体

※各年度の特別交付税ベース

※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118名、27年度:174名)とあわせたもの。

隊員の
**約4割は
女性**

隊員の
**約8割が
20歳代と30歳代**

任期終了後、
**約6割が
同じ地域に定住**
※H27.3末調査時点

概要:

- 地方でも都会と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対する補助事業を実施。

< 補助事業の概要 >

【補助対象】ふるさとテレワークを導入する地方自治体及び当該地域への進出企業等の連携主体

【対象経費】サテライトオフィス等の環境を整備するための費用の一部 (ICT機器購入費用等)

【補助額】定額補助 (上限4,000万円)

- 女性の活躍推進等に向け、事業者・利用者の意識改革を促し、テレワーク環境の裾野を拡大するため、セミナーの開催や、先進事例の収集等によるデータベースの作成等に取り組む。

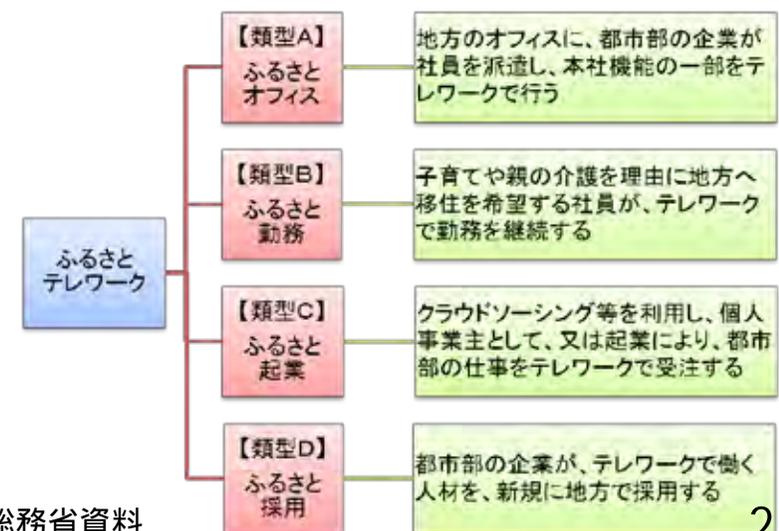
目標:

- まち・ひと・しごと創生総合戦略における以下の目標の達成に貢献する。
 - 東京圏から地方への転出 4万人増加、地方から東京圏への転入 6万人減少
 - 上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡
- 2020年までに、週1日以上終日在宅就業するテレワーカー数を10%以上とする。

ふるさとテレワーク推進事業のイメージ



ふるさとテレワーク4類型



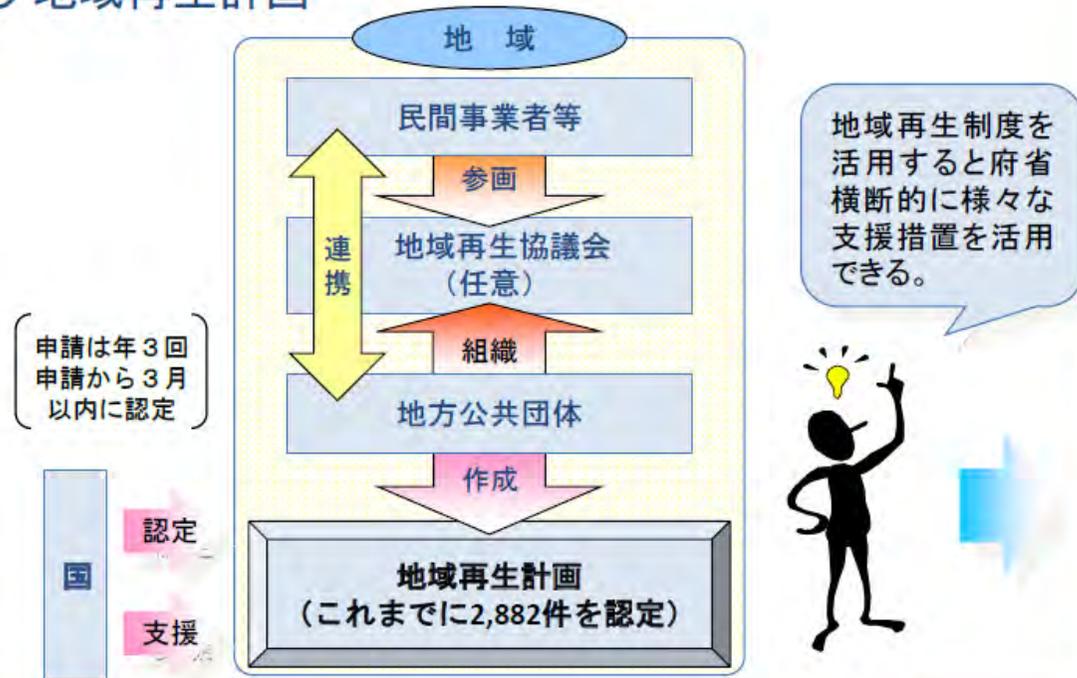
出所: 総務省資料

企業の地方拠点強化の支援(地域再生制度の概要)

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生計画



主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
 - ② 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
 - ⑤ 「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」形成に係る手続の特例
 - ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑦ 遊休工場用地等に導入する産業の特例
 - ⑧ 農地等の転用等の許可の特例
 - ⑨ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- (その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置等)

■ それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —

等

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)(平成28年4月20日施行)

地方創生推進交付金の創設	地方創生応援税制の創設	「生涯活躍のまち」の制度化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進

政府関係機関移転基本方針の概要

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

1 研究機関・研修機関等の地方移転について

(1)基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 ※対象23機関・50件(別紙1)

(2)今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
- ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。

「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

2 中央省庁の地方移転について

(1)基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、

- ①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
 - ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)
- #### (2)国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取り組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

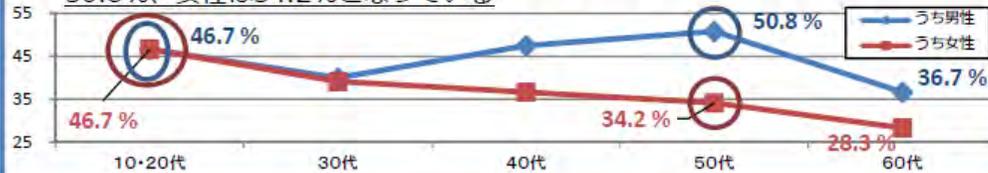
「生涯活躍のまち」構想① – 基本的な考え方 –

◎「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すもの。

構想の意義

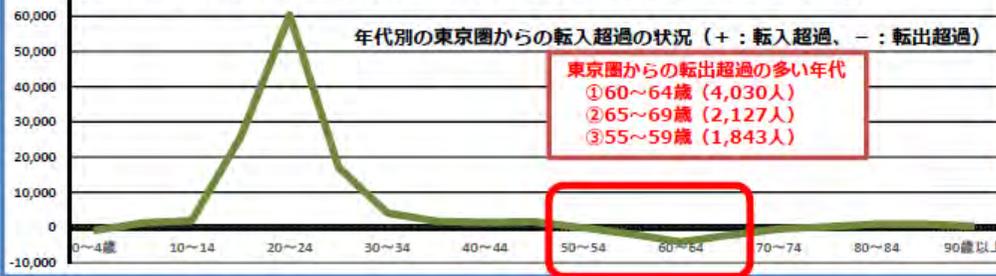
① 高齢者の地方移住の希望実現

・東京在住者の意向調査によると、地方の移住希望者は、50代では男性は50.8%、女性は34.2%となっている



② 地方へのひとの流れの推進

・年齢階級別の東京圏からの移住状況は、ほとんどの年齢階級で東京圏へ転入超過となっている中、50～60代は、東京圏からの転出超過になっている



③ 東京圏の高齢化問題への対応

・東京圏では今後急速に高齢化が進む。特に75歳以上の後期高齢者は2025年までの10年間で約175万人増大し、医療介護の確保が大きな課題となる

	75歳以上人口(万人)		増加数(万人)
	2015年	2025年	
東京都	147.3	197.7	50.5
神奈川県	101.6	148.5	47.0
埼玉県	76.5	117.7	41.2
千葉県	71.7	108.2	36.6
一部三県	397.0	572.1	175.2

構想が目指す基本方向

① 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住支援

・移住希望者に対してきめ細かな支援を行う。東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住のみならず、「まちなか」への転居など地域内での移動を伴う取組も想定

② 健康でアクティブな生活の実現

・健康な段階からの入居を基本とし、目標志向型の「生涯活躍プラン」に基づき、健康づくりや就労、生涯学習など社会活動に主体的に参加することを目指す

③ 地域社会(多世代)との協働

・入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献できる環境を実現する。ソフト面全般にわたる「運営推進機能」の整備や、地域包括ケア関連施策との連携も重要

④ 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

・医療介護人材の不足に対応し、ITや多様な人材の活用、高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う

⑥ 入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

・入居者自身がコミュニティの運営に参画するという視点を重視

⑦ 構想の実現に向けた多様な支援

・情報支援、人的支援、政策支援により構想の具体化を後押し

「生涯活躍のまち」構想② – 構想の具体像 –

- ◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を「入居者」「立地・居住環境」「サービスの提供」「事業運営」の観点から提示。
 ▶構想の趣旨から一定水準を確保する一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。
- ◎構想に求められる要件は、①入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない「共通必須項目」と②地域の特性や希望する地域づくりに応じた「選択項目」に区分される。

	◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」	◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」
入居者	I.入居者 ① 入居希望の意思確認 → 構想の基本理念を理解し、入居意思が明確な者とする必要がある。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見聴取、お試し居住など）を用意 ② 入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない ③ 入居者の年齢 → 早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とした幅広い年齢構成とすることが望ましい	I.入居者 ① 入居者の住み替え形態 → 「広域移住型」⇔「近隣転居型」 ② 入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定 ③ 入居者の属性 → Uターン・趣味嗜好等の「個人のニーズ」や、地域の求める専門知識・技術等の「地域のニーズ」に着目し、地域の実情に応じて募集。その際、入居者の属性に応じた支援が重要
立地・居住環境	II.立地・居住環境 ① 地域社会(多世代)交流・協働 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境を整備 ② 自立した生活ができる居住空間 → 共同生活と個人生活のバランスに配慮し、安心して自立した生活が送れる居住環境を提供 ③ 生活全般のコーディネート(運営推進機能) → 「地域交流拠点」を整備し、入居者の生活全般を支えるコーディネーターを配置	II.立地・居住環境 ① どこに立地するか → 「まちなか型」⇔「田園地域型」 ② 地域的広がりをするか → 「タウン型」⇔「エリア型」 ③ 地域資源をどう活用するか → 既存施設や空き家の活用、団地再生など多様なケースが想定 ④ 「地域包括ケア」との連携 → 既存の福祉拠点の活用や介護保険制度の「生活支援コーディネーター」との兼任等により、高齢者が社会参加しながらサービス利用できる地域づくりが可能
サービスの提供	III.サービスの提供 ① 移住希望者への支援 → マッチングやお試し居住などの支援 ② 「健康でアクティブな生活」を支えるプログラムの提供 → 個人のスキル活用やポテンシャル開拓の視点を踏まえた「目標志向型」の「生涯活躍プラン」の策定・「支援プログラム」の実施 ③ 「継続的なケア」の提供 → 人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる体制を地域の医療機関等と連携して確保	III.サービスの提供 ① 住み替えサービス → 高齢者の現在の持ち家等を若年層などに売ったり貸したりできるような支援 ② 就労・社会参加支援サービス等 → 地域の特性や個人のニーズに応じ、就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラム
事業運営	IV.事業運営 ① 入居者の事業への参画 ② 事業運営やケア関係情報の公開	IV.事業運営 ① 多様な事業主体の参画 ② 事業主体に応じた経営面の工夫や初期費用・維持費用の抑制 ③ コミュニティの人口構成維持